

令和7年12月16日、志賀町役場議場において本会議を再開した。

(午後2時00分 開議)

(出席議員12名)

1番	小林克嘉
2番	梢正美
3番	表谷茂浩
4番	中谷松助
5番	福田晃悦
6番	南正紀
7番	寺井強
8番	堂下健一
9番	越後敏明
10番	富澤軒康
11番	櫻井俊一
12番	林一夫

(議案説明のため出席した者の職氏名)

町長	稲岡健太郎
副町長	山森博司
教育長	間嶋正剛
参与	山下光雄
町参事兼総務課長	村井直
富来支所長	町居義人
企画財政課長	花島博之
デジタル情報課	三野善明
税務課長	瀧川哲也
住民課長	横田義浩
子育て支援課長	畑中豊一
健康福祉課長	木村英敏
環境安全課長	上滝達哉
商工観光課長	大家英明

農林水産課長	細川直樹
まち整備課長	前田稔
上下水道課	徳田敦史
富来病院事務長	笠原雅徳
会計管理者(会計課長)	東山和憲
学校教育課長	大島信雄
生涯学習課長	加茂野敏

(職務のために出席した者の職氏名)

議会事務局長	池端久幸
議会事務局参事	山田美由紀
議会事務局主任	辻口晃紘

(議事日程)

日程第1 諸般の報告

日程第2 町長提出 議案第79号ないし第94号、陳情第8号及び請願第6号
(委員長報告、質疑、討論、採決)

追加日程第1 委員会提出 発委第3号及び第4号(趣旨説明、質疑、討論、採決)

日程第3 町長追加提出 議案第95号ないし議案第103号、諮問第6号及び
諮問第7号(提案理由説明、質疑、委員会付託、討論、採決)

日程第4 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

(開 議)

福田晃悦議長 ただ今の出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 諸般の報告

福田晃悦議長 日程に入り、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。

諸般の報告を終わります。

なお、先日の予算決算常任委員会で説明がありました議案書の誤植訂正について、正誤表を併せて配布しておりますので、ご了解をお願いします。

日程第2 町長提出 議案第79号ないし第94号、陳情第8号及び請願第6号（委員長報告、質疑、討論、採決）

福田晃悦議長 次に、町長提出 議案第79号ないし第94号、陳情第8号及び請願第6号を一括して議題とします。

以上の各件の委員会における審査の経過及び結果について、委員長の報告を求めます。

福田晃悦議長 総務産業建設常任委員会委員長 寺井強君。

寺井強総務産業建設常任委員会委員長 はい、議長。

総務産業建設常任委員会委員長報告をいたします。

今定例会において、本委員会に付託された議案3件について、去る12日に委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査しましたので、その経過及び結果についてご報告申し上げます。

初めに、議案第88号 志賀町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例については、「地方公共団体情報システムの標準化に伴い、住民登録外者の登録・管理を行う住登外者名番号管理機能が共通機能として実装されることとなり、この機能を扱う事務については、マイナンバーの独自利用を行う事務等として定める必要があるため、所要の改正を行うもの」との説明を受け、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

委員からは、住民登録のない者が所持するカードについて質問があり、担当課から現在保有するカードの提示することでサービスを受けられる場合があることなど、詳細な説明を受けております。

次に、議案第89号 志賀町議会議員及び志賀町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例については、「公職選挙法施行令の一部改正に伴い、公費負担の限度額が変更となったため、所要の改正を行うもの」との説明を受け、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

委員からは、限度額の変更について質問があり、担当課から変更される区分に

ついてなど、詳細な説明を受けております。

次に、議案第90号 志賀町税条例の一部を改正する条例については、「地方公共団体情報システムの標準化に伴い、令和8年1月から国が定める統一的な基準に適合した情報システムへ移行するため、所要の改正を行うもの」との説明を受け、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、総務産業建設常任委員会委員長報告といたします。

福田晃悦議長 教育民生常任委員会委員長 南正紀君。

南正紀教育民生常任委員会委員長 議長。

教育民生常任委員会委員長報告をいたします。

今定例会におきまして、本委員会に付託された議案5件、陳情1件、継続審査の請願1件 について、去る10日に委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査しましたので、その経過及び結果についてご報告申し上げます。

初めに、議案第87号 志賀町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例については、「子ども・子育て支援法等の一部改正により、児童福祉法が改正され、保育所、認定こども園等に通っていない乳児又は児童を対象として、月一定時間までの範囲で柔軟に利用できる乳児等通園支援事業が創設されたことに伴い、同事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、新たに条例を制定するもの」との説明を受け、採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

委員からは、保育所等に通っていない乳幼児の人数や該当する事業者の有無について質問があり、担当課からは、該当する事業者や運営基準などについて説明を受けております。

次に、議案第91号 志賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、「児童福祉法等の一部を改正する法律により、被措置児童等への虐待防止規定が強化されたことに伴い、認定こども園・幼稚園等についても同様の虐待防止措置を講じる必要があるため、所要の改正を行うもの」との説明を受け、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

委員からは、保育士の配置について質問があり、担当課から基準を上回る配置を行っている旨の説明を受けております。

次に、議案第92号 志賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の内閣府令の一部改正により、乳幼児の健康診断に関する見直しが行われたことに伴い、所要の改正を行うもの」との説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

次に、議案第93号 志賀町介護保険条例の一部を改正する条例については、「介護保険料の徴収猶予及び減免について、刑事施設に収容されている者を対象可能とするため、所要の改正を行うもの」との説明を受け、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第94号 志賀町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例については、「地方自治法の一部改正の施行により、引用する条項にずれが生じるため、所要の改正を行うもの」との説明を受け、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、陳情第8号 ひきこもり基本法制定についての陳情書については、陳情者の願意及び他団体での採択状況により、採決の結果、全会一致で採択すべきものと決しました。

続いて、継続審査中である請願第6号 能登半島地震被災者の医療費の一部負担金免除の再開のための財政支援を求める「意見書」の提出を求める請願については、委員からは被保険者間の公平性や被災者からの再開を求める意見、そして、所管課からの免除を実施していた時の財源的な報告、また、紹介議員からの、他団体の審査状況などの補足説明を受け、採決の結果、全会一致で採択すべきものと決しました。

なお、陳情・請願の両意見につきましては、国に対して早急な対応が望まれることから、本会議での採択の上は、当常任委員会から議会議案を提出することで決定しておりますことを申し添えいたします。

以上、教育民生常任委員会委員長報告といたします。

福田晃悦議長 予算決算常任委員会委員長 富澤軒康君。

富澤軒康予算決算常任委員会委員長 はい、議長。

予算決算常任委員会委員長報告をいたします。

今定例会において、予算決算常任委員会に付託された令和7年度の補正予算に

係る議案8件について、去る11日に委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告申し上げます。

なお当委員会は、議長除くすべての議員で構成されているということもありまして、詳細な説明は省略させていただきます。

初めに、議案第79号 令和7年度志賀町一般会計補正予算（第7号）については、歳入では、農地農業用施設災害復旧に係る事業費及び補助率の嵩上げに伴う県補助金を増額する一方で、農地農業用施設災害復旧事業債を減額したほか、調定見込による町民税、地域コミュニティ施設等再建支援事業に係る県復興基金交付金の増額を主とし、歳出では、人事院勧告に伴う職員給与費のほか、農地農業用施設災害復旧を当初計画より前倒しして実施するための県受託事務委託料及び工事請負費、支所庁舎に屋内遊具を設置するこどもの遊び場整備事業、申請件数の増加に伴う地域コミュニティ施設等再建支援事業に要する経費の増額を主として、所要額を補正するものと説明を受け、採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

委員からは、子どもの遊び場における屋内遊具や熊野交流センターなどの利用・活用に際して、保護者や地域の方の声を取り入れた設備の採用や展開の方法、さらに遊具の設置場所、エントランス周辺のスペース等、また図書館利用者には問題がないのか等々の意見が出されました。

また、補助金に関して、補助率の情報収集を行い、財源の確保を図ることや、公費解体が進んだことに伴い、住家がなくなった地域の街灯の要否の検討を求めるなどの要望が出されました。

次に、特別会計に係る補正予算についてであります。

議案第80号 令和7年度志賀町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について及び議案第81号 令和7年度志賀町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、子ども・子育て支援金制度施行準備事業に係るシステム改修に伴い、一般経費の増額、議案第82号 令和7年度志賀町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、介護保険システム改修費及び給付費の増額、議案第83号 令和7年度志賀町立診療所事業特別会計補正予算（第1号）については、人事院勧告に伴う職員給与費の増額及びインターネット回線更新費用の

増額を主として、いずれも所要額を補正するものとの説明を受け、採決の結果、いずれも全会一致で可決すべきものと決しました。

委員からは、国民健康保険特別会計補正予算審議の際に、子ども・子育て支援金制度の概要についての質問があり、担当課から子育て世帯に対する給付の拡充を通して、子どもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組みとの説明を受けております。

次に、事業会計に係る補正予算についてであります。

議案第 84 号 令和 7 年度志賀町水道事業会計補正予算（第 2 号）について及び議案第 85 号 令和 7 年度志賀町下水道事業会計補正予算（第 2 号）については、収益的支出及び資本的支出ともに、人事院勧告に伴う職員給与費を増額、議案第 86 号 令和 7 年度志賀町立富来病院事業会計補正予算（第 1 号）については、収益的収入で、国が定める繰出基準の見直しに伴う一般会計繰入金、マイナ保険証の資格確認システム改修等に係る補助金を主としての増額、収益的支出で、人事院勧告に伴う職員給与費の増額を主としての増額、資本的収入で、建設改良元金償還に伴う一般会計繰入金を増額するものと説明を受け、採決の結果、いずれも全会一致で可決すべきものと決しました。

町執行部におかれましては、本委員会の審査において出された意見や要望を十分考慮され、事業の必要性、事業費の適正な支出や行政効果等も含め、費用対効果を十分検討し、安心安全で暮らせる志賀町を目指し、議会と共にご尽力いただきますようお願いを申し上げます、予算決算常任委員会委員長報告といたします。

福田晃悦議長 委員長報告を終わります。

南正紀議員 議長。

福田晃悦議長 南正紀君が発言を求めていますので、これを許可します。

6 番 南正紀君。

南正紀議員 議案第 79 号 令和 7 年度志賀町一般会計補正予算（第 7 号）に対する修正動議を提出します。

（富澤軒康議員、小林克嘉議員から賛成の声あり。）

福田晃悦議長 2 名以上の議員が賛成と発言しておりますので、ただいま、南正紀君から、議案第 79 号 令和 7 年度志賀町一般会計補正予算（第 7 号）に対する修正動議を提出する動議が提出されました。

修正案を配布してください。

(事務局が議案書を配布)

福田晃悦議長 申し遅れましたが、この動議は先ほど2名以上の賛成者がありましたので、成立しました。

福田晃悦議長 提出者の説明を求めます。

6番 南正紀君。

南正紀議員 はい、議長。

6番 南正紀です。

私は、議案第79号 令和7年度志賀町一般会計補正予算(第7号)についての一部と、議論の進め方に大きな違和感を持っております。

議案第79号につきましては、人事院勧告による職員給与の補正や、各種施設の運営費の補正などを行うものであり、特に異を唱えるものではありませんが、個別の案件につきましては、何人かの議員から疑問や意見が出されました。

特に、子どもの遊び場整備事業、事業費4,000万円につきましては、複数人・半数近くの議員から異論や疑問、設置場所の変更を求める意見が出されました。

これは大型の遊具を天気等の影響を受けない屋内に設置するもので、その場所を富来支所の町民ホールとするものであります。

それに対しましては、「町民の憩いのスペースに設置するのはいかがなものか」「美しい中庭の景観に害する」「採光に対する問題」等多くの指摘がなされ、設置環境・設置場所の再考を求め議論がされておりましたが、「各論反対を唱え続けるのであれば、議決時に反対すればよい」旨の発言に町長は大きく首を縦に振り、結果議論が途絶えました。

私自身、遊具の設置の趣旨には賛同いたしますが、とぎ道の駅周辺の再開発に合わせ、賑わい創出のツールとして設置することが望ましいものの、一刻も早く子ども達に楽しみを提供するために、一時的に富来支所に設置することとすればいかがであるか、との考えを申し上げたかったのですが、およそ協議を継続する場の雰囲気でありませんでしたので、発言を控えました。

加えて、同僚議員の調べによりますと、「ここに、こんな遊具を設置してもあまり歓迎しない」との意見が寄せられているようであります。

多くの議員が疑問を持つ案件を、今後の協議を行わず実施となれば、我々議会

の審査が不要ともとられかねない、町民の代弁者である我々の意見を封殺するもの、とも捉えられます。

先の場面ではもう少し議論を尽くしてほしかったと感じております。

以上、十分な審査が行われたとの評価ができない点に加え、先にも述べた私の設置に対する考えと合わせ、本件議案には賛同しかねるものであります。

よって、今後は丁寧な議論に努めるとともに、子どもの遊び場整備事業を除いた修正案を提出するものであります。

以上、趣旨説明といたします。

(質 疑)

福田晃悦議長 これより、委員長報告及び各件に対する質疑を許します。

(発言なし)

福田晃悦議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

(討 論)

福田晃悦議長 これより、各件に対する討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

中谷松助議員 はい、議長。

福田晃悦議長 4番 中谷松助君。

中谷松助議員 日本共産党の中谷松助です。

私は、議案第87号 志賀町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、議案第88号 志賀町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について、については、いずれも反対の立場から、そして、請願第6号 能登半島地震被災者の医療費の一部負担金免除の再開のための財政支援を求める意見書の提出を求める請願については、賛成の立場から討論を行います。

まず、議案第87号についてであります。

これは、児童福祉法が改正され、保育所、認定子ども園等に通っていない乳児または児童を対象として、月一定時間までの範囲で柔軟に利用できる乳児等、通園支援事業が創設されたことに伴い、同事業の設備及び運営に関する最低基準を

定めるため、新たに条例を制定しようというものであります。

しかし、本町では既に一時預かり事業として大概のニーズに対応して、保護者の育児負担軽減や孤立防止を行い、喜ばれています。

従って本町では、新たな営業創設のための条例の制定は必要ないと思います。もしも今後、新たな対応外のニーズが出てくれば、その時は安心・安全な責任ある公的保育の充実でもって対応すべきとの立場から、議案第87号には反対とさせていただきます。

次に議案第88号についてであります。

これは、地方公共団体情報システムの情報化に伴い、住民登録外者の登録管理を行う住登外者宛名番号整理機能が共通機能として実装されることとなり、この機能を扱う事務については、マイナンバーの独自利用を行う事務等として定める必要があるため、所要の改正を行うというものであります。

そもそも、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正については、マイナンバーの利用事務を拡大し、あらゆる情報をマイナンバーに紐付けしようとするもので、反対であります。

民間事業者は、利用者本人の同意があれば、マイナポータル上の個人情報を取得でき、マイナポータルAPIの利用範囲も各府・省庁の判断で国会審議を経ずに拡大できます。包括的同意であるなど、本人同意のあり方にも問題があり、利用事務の拡大は認められるものではありません。

これまでもマイナンバーによって特定個人情報を一元的に管理するために、さまざまな行政事務の追加が進められてきました。マイナンバー制度によって個人情報が集積されることは、町民にとっての利便性や行政事務の効率性以上に町税強化や社会保障給付抑制の目的に加え、民間事業者による個人情報の利活用や、個人情報流出などの不利益があります。

また、政府はさまざまな場面で、マイナンバーカードを持ち歩き、本人確認として利用促進をしていますが、利用場面の増加は、紛失リスクの高まりにつながります。マイナンバーカードとともに暗証番号が取得された場合、他人の端末からでもマイナポータルにログインができ、紐付く情報が増えれば、さらに大量の個人情報が一気に漏えいします。

マイナンバーカードをめぐっては、公金受取口座の年金情報の誤登録、マイナ

保険証に別人の医療情報が誤登録されるなどの問題が相次ぎ、制度への信頼は失墜しています。個人情報保護と、安全管理措置への懸念が深まる下で、運用をさらに拡大することは、看過できるものではありません。

よって、議案第88号には、反対とさせていただきます。

次に、請願第6号についてであります。

この請願は、国民健康保険及び、後期高齢者医療制度において、令和6年能登半島地震の被災者に対する医療費の一部負担金の免除を再開させるため、国や県にさらなる財政支援を求めるものであります。

能登半島地震において、半壊以上等の被害を受けた被災者に対し、医療費の一部負担金の免除が実施されました。しかし、県内の国保及び県後期高齢者医療制度においては、今年6月末で免除が終了となりました。

そんな中、石川県保険医協会の能登半島地震被災者医療の窓口負担免除に関する患者アンケートでは、免除が終了した場合に、「通院に影響がある」と回答した割合は8割を超え、「生活費を切り詰めて、医療費に回す」が54.4パーセントに上るほか、37.2パーセントが「受診回数を減らす」、23.7パーセントが「受診せず、我慢する」との結果となり、受診抑制が起こることは必須で、診療中断による重症化、引いては災害関連死増加につながりかねず、また今後仮設住宅から災害復旧住宅への移行に伴い、家賃等の負担が増えることとなり、さらなる経済的ひっ迫から、ますます医療から遠ざかる被災者が増えることが危惧されるということです。

石川県創造的復興プランの中では、被災者等の健康の維持・増進が掲げられ、専門職派遣による健康相談や健康状況調査の実施が盛り込まれています。地域住民の健康を守る上で重要な施策ですが、せっかく健康状態の不安定な方を早期に拾い上げたとしても、被災者が経済的理由により受診できない状況では、これらの施策も十分に機能しないのではないかと、このことです。

過去の大規模災害を振り返りますと、岩手県では10年続け、宮城県では一旦終了したものの、その後再開しています。

医療費の免除では、被災された方々が生活再建する上で必要な制度だと思えます。災害はあってはならないものですが、より拡充させたいものです。

こうした点を踏まえ、国と県に対して、能登半島地震被災者に対する医療費の

一部負担金の免除再開を求める請願には賛成とさせていただきます。

以上、議員各位におかれましては、慎重なるご判断を賜りますよう、お願い申し上げます、私の反対と賛成の討論とさせていただきます。

福田晃悦議長 次に、修正案及び原案に賛成者の発言を許します。

小林克嘉議員 はい、議長。

福田晃悦議長 1番 小林克嘉君。

小林克嘉議員 1番 小林克嘉です。

議員各位の皆様、先ほど南議員より出されました修正動議に対し、賛成の立場から、本補正予算（第7号）に含まれる子どもの遊び場整備事業（屋内遊具設置）について、ご意見させていただきます。

本事業は総額4,000万円を投じて、富来支所のエントランス部分に屋内遊具を設置するものです。

しかし執行部の説明としては、「リクエストが多かった。そして、置ける場所に早く提供してあげたい」という理由にとどまり、「賑わいの創出や将来的な戦略性は目的としていない」とされております。これでは町民の期待や利用者の思いを十分に反映したものとは言えず、到底認められるものではございません。

志賀町は今、復興の途上にあります。その未来は、町民が夢や期待を抱けるものでなければなりません。

私は先の一般質問で第3次総合計画の方向性を問いましたが、それもこの思いからであります。

今回の事業案は、富来の町民や、富来の繁栄を考えれば認められるものではございません。

もちろん遊具を望む、子育て世代の思いは理解できます。

しかし、今回の計画は、その期待に応える形ではありません。

道の駅周辺の開発や、小中一貫校の義務教育施設、避難拠点を兼ねた総合コミュニティ施設の企画が進む中、なぜ多額を投じて、この事業を急ぐのか理解できません。

しかも、その同様の施設にキッズエリアを企画しているにもかかわらず、分散させて、規模も小さく、双方の話題性にも乏しい点は納得できません。未来投資としての視点が欠けていると思います。

ここで反対理由を4点、明確に申し上げさせていただきます。

第一に、戦略性の欠如です。

今、富来に必要なのは復興のシンボルとなり、町内外から注目される施設です。道の駅周辺の開発や賑わいづくりが進められている中で、今回の遊具設置はその流れに合致していません。

次に、町民の声との乖離です。

第二に、予算委員会でも多くの議員から疑問や苦言が呈されました。それにもかかわらず、配置場所や目的を見直さない姿勢は、町民の声を軽視するものです。

町民が求めているものは「安全に子どもを遊ばせながら、親も憩える空間」、そして「コミュニティ形成や集客につながる施設」であり、今回の計画はその期待に応えていません。

3つ目に、配置場所の不適切さです。図書館利用やエントランス利用の観点から考えると「静かに本を読みたいのに、隣で遊具が賑わうと集中できない」「エントランスが混雑し、導線が悪くなる」「待ち合わせ場所や談話の場が失われる」といった懸念が予想されます。

既存の機能を損なわない、利用者の利便性を低下させることは、本来の公共施設のあり方ではないと思います。

最後に、4つめ、財政負担の重さです。4,000万円という多額の予算を投じる以上、町の将来に資する投資でなければなりません。現状の計画は短期的な遊具設置にとどまり、持続的な効果や、町の魅力向上につながるとは考えられません。

以上の理由から、本事業に対し、反対いたします。

町民の声を真摯に受け止め、復興と繁栄につながる戦略的な企画を改めて検討すべきです。

議会として、町の未来を見据えた判断をすべきであると強く申し上げます。

以上、私の賛成討論といたします。

福田晃悦議長 次に、原案及び修正案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

福田晃悦議長 次に、原案及び修正案に賛成者の発言を許します。

林一夫議員 議長。

福田晃悦議長 12番 林一夫君。

林一夫議員 12番議員の林一夫です。

私は、請願第6号、能登半島地震被災者の医療費の一部負担金免除の再開のための財政支援を求める意見書の提出を求める請願について、賛成の立場で討論を行います。

能登半島地震の発災から、やがて2年を迎えようとしています。この地で日々を暮らしている私達には、ようやく先々の見通しも立てられる状況になってきたように感じています。

しかし、その一方で、今現在の1日1日を、不安を感じつつ暮らしておられる方々も数多いのも現実であります。

特に地震の被害により、住居を失い、高齢等による体力の衰えや、病との付き合いを余儀なくされている方々も数多くおられます。

このような場合にこそ、社会保障の制度が活用されなければなりません。国民健康保険、後期高齢者医療保険制度も、そのような国民の生存権を支えるものであろうと思います。

石川県内でも本年6月末まで、能登半島地震の被災者を支援する医療費、介護サービス利用料の自己負担免除制度がありましたが、現在、打ち切りの状態にあります。

このような経済的な負担増加の事態は受診控えにもつながり、今後の病気の発症や、既往症の進行など、各種の健康を損ねる状況を招きかねません。

早期の免除制度の再開と、国や県へ財政等の支援を要望しなければならないものと思っております。

議員各位には、これらの趣旨をご理解の上、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。

福田晃悦議長 次に、原案及び修正案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

福田晃悦議長 次に、原案及び修正案に賛成者の発言を許します。

南正紀議員 議長。

福田晃悦議長 6番 南正紀君。

南正紀議員 私は、請願第6号 能登半島地震被災者の医療費の一部負担免除の再開のための財政援助を求める意見書の提出を求める請願に対しましては、採択すべ

しとの考えで討論を行います。

本件は地震により住宅が全半壊した被災者や、主たる生計維持者が廃業・失職・行方不明となった被災者などが、窓口での医療費免除となる制度の復活を求めるものであります。

この制度は、被災者の生活再建を支援するものであり、恒久的な制度ではありません。

よって、ある一定の時期に制度を打ち切った自治体の判断には、間違いはないと考えます。

加えて、準半壊などの被災を受けた者などは対象外となっていたため、不公平感の強い制度との評価もありました。

それらを勘案し、本来的には準半壊・一部損壊の被災者を含め、被災の程度により助成額を設定する等、広く被災者を救済する新たな制度を創設すべきと考えますので、本請願にはいささか違和感を覚えざるを得ません。

しかしながら、新制度の創設には多くの労力や時間を要するため、旧制度の復活が即効性ありとの考えも理解できます。

また、多くの住民の皆様から制度復活を求める声が届けられており、本件は採択すべしとの判断に至りました。

議員各位におかれましては、それぞれのお考えがあるとは存じますが、小職の考えにご賛同いただきたくお願いを申し上げ、賛成討論といたします。

福田晃悦議長 次に、原案及び修正案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

福田晃悦議長 次に、原案及び修正案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

福田晃悦議長 討論を終結します。

(採 決)

福田晃悦議長 これより、採決します。

まず、町長提出 議案第 79 号 令和 7 年度志賀町一般会計補正予算 (第 7 号) について、の修正案を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 8 名)

福田晃悦議長 起立多数。

よって、本修正案は、可決されました。

次に、町長提出 議案第 79 号 令和 7 年度志賀町一般会計補正予算（第 7 号）について、ただいま修正議決した部分を除く原案について、を採決します。

この採決は、起立によって行います。

修正部分を除く部分を、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 11 名)

福田晃悦議長 起立全員。

よって、修正部分を除く部分は、原案のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案第 80 号 令和 7 年度志賀町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について、ないし、議案第 86 号 令和 7 年度志賀町立富来病院事業会計補正予算（第 1 号）について、を一括して採決します。

お諮りします。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

各案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、各案は委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案第 87 号 志賀町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、を採決します。

この採決は、起立によって行います。

各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

各案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 10 名)

福田晃悦議長 起立多数。

よって、各案は委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案第 88 号 志賀町行政手続における特定の個人を識別

するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について、を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 10 名)

福田晃悦議長 起立多数。

よって、本案は委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案第 89 号 志賀町議会議員及び志賀町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について、ないし、議案第 94 号 志賀町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、を一括して採決します。

お諮りします。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

各案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、各案は委員長報告のとおり、可決されました。

福田晃悦議長 続いて、陳情の採決を行います。

陳情第 8 号 ひきこもり基本法制定についての陳情書を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本陳情に対する委員長の報告は、採択であります。

本陳情は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 11 名)

福田晃悦議長 起立全員。

よって、本陳情は、委員長報告のとおり、採択することに決しました。

続いて、請願第 6 号 能登半島地震被災者の医療費の一部負担金免除の再開のための財政支援を求める「意見書」の提出を求める請願を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本請願に対する委員長の報告は、採択であります。

本請願は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 11 名)

福田晃悦議長 起立全員。

よって、本請願は、委員長報告のとおり、採択することに決しました。

南正紀議員 議長。

福田晃悦議長 南正紀君が発言を求めておりますので、これを許可します。

6 番 南正紀君。

南正紀議員 先ほどの陳情第 8 号及び請願第 6 号の採択に伴い、この際、委員会提出議案を提出させていただきます。

福田晃悦議長 ただいま、教育民生常任委員会 委員長 南正紀君から、委員会提出 発委第 3 号 ひきこもり基本法の制定を求める意見書及び発委第 4 号 能登半島地震被災者の医療費の一部負担金免除の再開のための財政援助を求める意見書の提出がありました。

お諮りします。

ただ今、提出のありました委員会提出 発委第 3 号及び第 4 号を、日程に追加し、追加日程第 1 として、直ちに議題としたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、以上のとおり決しました。

追加日程第 1 委員会提出 発委第 3 号 及び 第 4 号 (趣旨説明、質疑、討論、採決)

福田晃悦議長 発委第 3 号 ひきこもり基本法の制定を求める意見書及び発委第 4 号 能登半島地震被災者の医療費の一部負担金免除の再開のための財政支援を求める意見書を一括して議題とします。

議案書を配布してください。

(事務局が議案書を配布)

福田晃悦議長 両案の提出者から、説明を求めます。

教育民生常任委員会委員長 南正紀君。

南正紀教育民生常任委員会委員長 議長。

教育民生常任委員会委員長の南正紀です。

発委第3号 ひきこもり基本法の制定を求める意見書の提出にあたり、趣旨説明をさせていただきます。

ひきこもりの長期化・高齢化が進む中、大きな社会問題となっている「8050問題」やこども・高齢・介護・障がい・生活困窮など関連する福祉制度を組み合わせた支援を実施しているものの、ひきこもりの原因は多様かつ複合的であることから、当事者一人ひとりの状態・状況に応じた、きめ細やかで切れ目のない支援が必要であるが、現状では福祉制度の狭間で適切な支援を受けられない事例も少なくないため、この現状を踏まえた適切な支援が必要であります。

以上、地方自治法第99条の規定により、志賀町議会から国に対して、本意見書を提出するように求めるものであります。

議員各位におかれましては、重要な要望案件とのご理解のもと、提案趣旨をご理解され、ご賛同いただきますようお願い申し上げ、本件の趣旨説明といたします。

続いて、発委第4号 能登半島地震被災者の医療費の一部負担金免除の再開のための財政支援を求める意見書の提出にあたり、趣旨説明を行います。

令和6年能登半島地震において、半壊以上等の被害を受けた被災者に対し、国民健康保険と後期高齢者医療制度において、国からの財政支援を受けながら免除を実施してきましたが、2025年6月末をもって免除を終了しました。

しかしながら、多くの被災者は未だ再建の道半ばであり、経済的負担から診療中断や受診控えが生じれば、重症化につながりかねません。また、震災後の生活環境の変化などにより、医療ニーズが高まっております。

さらに、昨今の物価高騰に加え、今後、仮設住宅から災害公営住宅への移行に伴い、家賃等の負担が増えることとなり、さらなる経済的ひっ迫から、ますます医療から遠ざかる被災者が増えることが危惧されることから、石川県内の国民健康保険・後期高齢者医療制度において免除を再開するためには、国に対し、財政支援を強く要望するものです。

以上、地方自治法第99条の規定により、志賀町議会から国に対して、本意見書を提出するよう求めるものであります。

議員各位におかれましては、被災者からの重要な要望案件とのご理解のもと、

提案趣旨をご理解いただき、ご賛同いただきますようお願い申し上げ、本件の提案説明といたします。

福田晃悦議長 説明を終わります。

(質 疑)

福田晃悦議長 これより、両案に対する質疑を許します。

(発言なし)

福田晃悦議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

(討 論)

福田晃悦議長 これより、両案に対する討論に入ります。

志賀町議会の運営に関する基準第102項により、討論は一括して行うことを許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

福田晃悦議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

福田晃悦議長 ご発言がありませんので、討論なしと認めます。

(採 決)

福田晃悦議長 これより、採決します。

いずれも採決は、起立によって行います。

まず、委員会提出 発委第3号 ひきこもり基本法の制定を求める意見書を採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 11 名)

福田晃悦議長 起立全員。

よって、本案は、原案のとおり、可決されました。

続いて、委員会提出 発委第4号 能登半島地震被災者の医療費の一部負担金免除の再開のための財政支援を求める意見書を採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 11 名)

福田晃悦議長 起立全員。

よって、本案は、原案のとおり、可決されました。

日程第 3 町長追加提出 議案第95号ないし議案第103号、諮問第 6 号及び第 7 号（提案理由説明、質疑、委員会付託、討論、採決）

福田晃悦議長 次に、本日、町長から追加提出のありました、議案第 95 号 志賀町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について、ないし議案第 103 号 専決処分承認について（工事請負契約の締結 について）の議決の一部変更について、諮問第 6 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて及び諮問第 7 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、を議題とします。

各件に対する提案理由の説明を求めます。

稲岡健太郎町長 議長。

福田晃悦議長 稲岡町長。

稲岡健太郎町長 去る 12 月 2 日に提出しました案件に追加して、本日提出することをお認めいただいた条例改正に係る議案 4 件、工事請負契約の締結に係る議案 2 件、工事請負契約に係る議決の一部変更の議案 2 件、工事請負契約に係る専決処分の承認についての議決の一部変更の議案 1 件、人事案件にかかる諮問 2 件の、合わせて 11 件について、その概要をご説明申し上げます。

議案第 95 号 志賀町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例については、人事院勧告に準じ、一般職の国家公務員の給料表及びボーナス等が改定されることを踏まえ、所要の改正を行うものであります。

議案第 96 号 志賀町議会議員等の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、及び議案第 97 号 志賀町常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、いずれも人事院勧告に準じ、特別職の国家公務員のボーナスが改定されることを踏まえ、所要の改正を行うものであります。

議案第 98 号 志賀町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

については、人事院勧告に準じ、一般職の国家公務員の給料表及びボーナス等が改定されることを踏まえ、所要の改正を行うものであります。

議案第 99 号 工事請負契約の締結については、町道第 570 号土田幹線外道路災害復旧工事（6 災 12005 号）1 工区を行うにあたり、北川ヒューテック株式会社 取締役金沢本社長 松島保志と 1 億 5,785 万円で工事請負契約を締結するものであります。

議案第 100 号 工事請負契約の締結については、町道第 827 号大島福野連絡線外道路災害復旧工事（6 災 5040 号外）を行うにあたり、株式会社ソテック 代表取締役 塩田有恒と 1 億 505 万円で工事請負契約を締結するものであります。

議案第 101 号 「工事請負契約の締結について」の議決の一部変更については、和 7 年第 2 回定例会で議決いただいた「町道第 5095 号草江中央線外道路災害復旧工事（6 災 5148 号外）」に係る請負契約の変更を行うものであります。

変更内容につきましては、アスファルト殻の遠方処分地への変更及び舗装復旧面積の増工に伴い請負額を増額するもので、契約金額を 394 万 200 円増額し、6,314 万 2,200 円に変更するものであります。

議案第 102 号 「工事請負契約の締結について」の議決の一部変更については、令和 7 年第 2 回定例会で議決いただいた「町道第 739 号上棚インター線外道路災害復旧工事（6 災 12023 号）」に係る請負契約の変更を行うものであります。

変更内容につきましては、アスファルト殻の遠方処分地への変更及び舗装復旧面積の増工に伴い請負額を増額するもので、契約金額を 1,615 万 200 円増額し、1 億 712 万 200 円に変更するものであります。

議案第 103 号 「専決処分の承認について（工事請負契約の締結について）」の議決の一部変更については、令和 7 年第 2 回臨時会で専決承認いただいた「町道第 4007 号貝田田中線外道路災害復旧工事（6 災 5018 号外）」に係る請負契約の変更を行うものであります。

変更内容につきましては、アスファルト殻の遠方処分地への変更及び舗装復旧面積の減工に伴い請負額を減額するもので、契約金額を 82 万 600 円減額し、8,472 万 6,400 円に変更するものであります。

諮問第 6 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、令和 8 年 3 月 31 日をもって任期が満了となる、代田の福田豊治氏を再度、推薦

するにあたり、議会の意見を求めるものであります。

諮問第7号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、同じく令和8年3月31日をもって任期が満了となる、富来領家町の村上栄子氏に代わり、富来高田の金森睦子氏を新たに推薦するにあたり、議会の意見を求めるものであります。

以上で追加提案の説明を終わりますが、議員各位におかれましては、慎重なるご審議のうえ、適切なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。

福田晃悦議長 説明を終わります。

(質 疑)

福田晃悦議長 お諮りします。

これより、各件に対する質疑を許します。

(発言なし)

福田晃悦議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

(委 員 会 付 託 省 略)

福田晃悦議長 お諮りします。

各件につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託は省略することに決しました。

(討 論)

福田晃悦議長 これより、各件に対する討論に入ります。

志賀町議会の運営に関する基準第102項により、討論は一括して行うことを許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

中谷松助議員 はい、議長。

福田晃悦議長 4番 中谷松助君。

中谷松助議員 私は、議案第96号 志賀町議会議員等の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議案第97号 志賀町常勤の特別職の職員給与に関する条例の一部を改正する条例について、について反対の立場から討論を行います。

この議案はいずれも人事院勧告に準じ、特別職の国家公務員の特別給が改定されることを踏まえ、議会議員及び町長をはじめとする常勤の特別職のボーナスアップのための条例改正であります。

今月も少なくない品目の値上がりがある中、政府は「そんなことよりも」と言わんばかりに、私たち国民が望む消費税減税は拒否し、目標といていた「最低賃金時給1,500円以上」さえ取り下げるなど、今時の物価高騰対策への太い柱が、何もない状況で、実質賃金は9か月連続マイナスで、2012年の安倍ノミクス以来、年額34万6,000円も下がっているということでもあります。

そのような中で地方行政とはいえ、それに関わっている町長はじめ特別職、議員のボーナスアップというのは、決して町民の理解は得られるものではないと思います。

よって私は、議案第96号及び97号には反対とさせていただきます。

以上、議員各位におかれましては、慎重なるご判断を賜りますよう、お願い申し上げます。私の反対討論とさせていただきます。ありがとうございました。

福田晃悦議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

福田晃悦議長 次に、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

福田晃悦議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

福田晃悦議長 討論を終結します。

(採 決)

福田晃悦議長 これより、採決します。

まず、町長追加提出 議案第 95 号 志賀町一般職の任期付職員の採用等に関

する条例の一部を改正する条例について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、可決されました。

次に、町長追加提出 議案第 96 号 志賀町議会議員等の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 10 名)

福田晃悦議長 起立多数。

よって、本案は原案のとおり、可決されました。

次に、町長追加提出 議案第 97 号 志賀町常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 10 名)

福田晃悦議長 起立多数。

よって、本案は原案のとおり、可決されました。

次に、町長追加提出 議案第 98 号 志賀町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、可決されました。

次に、町長追加提出 議案第 99 号 工事請負契約の締結について「町道第 570 号土田幹線外道路災害復旧工事(6 災 12005 号) 1 工区」及び議案第 100 号 工事請負契約の締結について「町道第 827 号大島福野連絡線外道路災害復旧工事

(6 災 5040 号外)」を、一括して採決します。

お諮りします。

両案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、両案は原案のとおり、可決されました。

次に、町長追加提出 議案第 101 号 「工事請負契約の締結について」の議決の一部変更について(町道第 5095 号草江中央線外道路災害復旧工事(6 災 5148 号外))ないし議案第 103 号 「専決処分の承認について(工事請負契約の締結について)」の議決の一部変更について、を一括して採決します。

お諮りします。

各案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、各案は原案のとおり、可決されました。

次に、町長追加提出 諮問第 6 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて及び諮問第 7 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、を一括して採決します。

各件につきましては、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、人権擁護委員候補者の推薦にあたり、議会に意見を求めるものであります。

お諮りします。

人権擁護委員候補者の推薦にあたり、志賀町代田 18 の 1 番地の福田豊治氏、志賀町富来高田 4 の 5 番地 1 の金森睦子氏をそれぞれ適任として答申することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、各件は適任として答申することに決しました。

日程第 4 各常任委員会・議運閉会中継続審査及び調査の件

福田晃悦議長 次に、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、お手元に配

付のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありましたので、これを議題とします。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、以上のとおり決しました。

(閉 議 ・ 閉 会)

福田晃悦議長 以上をもちまして、今定例会の議事すべてを終了しました。

令和7年第4回志賀町議会定例会を閉会します。

(午後3時20分 閉会)

議 長 報 告

- 1 議長報告第41号
委員会審査報告書について
- 2 議長報告第42号
閉会中の継続調査について
- 3 議長報告第43号
例月出納検査の結果について
(令和7年11月25日 実施)
- 4 議長報告第44号
議員派遣結果報告書
- 5 議長報告第45号
陳情について
- 6 議長報告第46号
入札結果調書について
(令和7年12月10日 8件)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

志賀町議会議長 福 田 晃 悦

志賀町議会議員 櫻 井 俊 一

志賀町議会議員 林 一 夫